

コワーキングスペース利用規約

（目的）

第1条 本規約は、兵庫県中央労働センター（以下、「当センター」という。）内に設置するコワーキングスペースの利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本規約において、使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- （1） テレワーク 事務作業等を行うことをいう。
- （2） ワーキングスペース テレワーク利用が出来るブースおよび付属の備品をいう。
- （3） サービス ワーキングスペースを利用するサービスをいう。
- （4） 会員 サービスを利用する者をいう。

（会員）

第3条 会員とは第4条の会員資格を有し、本規約を承諾の上、第5条に基づいた会員申込手続きを完了した者をいう。

2 サービスは会員のみ利用することが出来る。

（会員資格）

第4条 会員資格は、次の各号に定める事項をともに満たす者に限り、会員資格を有するものとする。

- （1） 満18歳以上であること
- （2） 公的かつ有効な身分証明書を提示できること

（会員の申込）

第5条 会員の申込をする者（以下、「申込者」という。）は、コワーキングスペース利用会員申込書（様式第1号）（以下、「申込書」という。）および同申込書のコワーキングスペース利用誓約書（以下、「誓約書」という。）を提出するものとする。ただし、申込書を提出する時点で当センターが別に定める定員数に既に達している場合は、会員の申込を断る場合がある。

- 2. 申込者は、前項の誓約書を提出することにより本規約に同意したものとみなす。
- 3 当センターは、第1項の申込書に基づき会員としてのサービス利用の適正を審査する。なお、申込者は審査に対して一切異議申立ては出来ない。
- 4 当センターは前項により会員として適正と判断した際は、申込者に会員証を交付する。
- 5 前項により交付された会員証を紛失した際は、速やかに当センターに届出し、第5条第1項に準じ再発行の手続きを行うものとする。

（会員証の有効期限）

第6条 会員資格の有効期限は会員証発行後1年間とする。

- 2 会員は有効期限経過後において、継続利用する場合は第5条に基づき再度、会員の申込を行うものとする。

(利用サービス)

第7条 会員は、当センター内においてサービスを利用することが出来る。ただし、ワーキングスペースの利用は1人1ブースとする。

2 会員は、サービスが全部または一部が制限されることがあることを承諾する。

3 会員は、本規約に定める債務を履行しなければならない。

(サービスの利用時間)

第8条 サービスは開館日の9時から17時までを利用時間（以下、「利用時間」という。）とする。

2 会員が利用できる時間は1時間単位毎とする。ただし、1時間未満の端数が生じる場合は切り上げる。

(利用料金)

第9条 サービスの利用料金は1時間300円とし、1日最大1,000円までとする。

(サービスの利用方法)

第10条 会員は、サービスを利用する日の1週間前から先着順にて予約申込みができる。ただし、ワーキングスペースに空きがない場合は利用を断る場合がある。

2 会員は第5条第4項で交付された会員証を当センターに提示する事でサービスを利用できる。

3 当センターは前項により提示した会員証を当該利用日の利用終了時間まで預かる。

4 会員は当該利用日のサービス利用終了時点において、当センターに対し利用終了の旨を申出る。

5 会員は前項のサービス利用終了時間に基づき第9条に定められた利用料金を支払う。その際、当センターは会員に対し会員証を返却する。

(会員の解約)

第11条 会員を解約する場合、コワーキングスペース利用会員解約書（様式第2号）（以下、「解約書」という。）に会員証を添えて提出することにより、会員を解約することが出来る。

2 会員を解約した際は、会員としてのすべての権利（当センターへの債務は除く）を失い、サービスの利用は出来なくなる。

(禁止事項)

第12条 会員は、次の各号に定める行為等を行ってはならない。

- (1) 当センターが許可していない掲示、装飾、物品販売、募金活動
- (2) 他人への暴力行為、または他人に迷惑を及ぼす行為
- (3) 所定場所以外での喫煙
- (4) 騒音・臭気・振動・発火の危険性のある物品の持込み
- (5) 当センター所有の付属設備の持ち出し
- (6) 壁・窓・柱等への貼り紙や釘類の使用
- (7) 机その他に落書きまたは傷をつける行為
- (8) 入居者及び近隣に迷惑を及ぼす行為

- (9) 会員証を第三者に譲渡または貸与すること
- (10) 他の会員の秘密情報を無断利用または漏洩すること
- (11) 法令、条例に違反するもしくはその疑いのある行為
- (12) ペット動物を持ち込むこと
- (13) 当センターおよび他の会員が運用するコンピューター、電気通信設備等に支障を及ぼす、またはその疑いのある行為
- (14) ワーキングスペース内での飲食（アルコールを除く飲み物は可）
- (15) ワーキングスペースにて合計500Wを超える電気容量を使用すること
- (16) 公益財団法人兵庫県勤労福祉協会の職員に対する社会通念上許容される範囲を超える言動
- (17) その他、当センターが不適切であると判断した行為

（遵守事項）

第13条 会員は、次の各号に定める行為等を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間は厳守すること。利用終了の際は当センターまで申し出ること
 - (2) 利用終了後は飲み物、飲食物等は必ず持ち帰ること
 - (3) 携帯電話をする場合はワーキングスペース以外の場所で行うこと。
 - (4) リモート会議を行う際、周囲への配慮をすること
 - (5) 当センターの備品は丁寧かつ適切に利用すること
 - (6) 緊急時、災害時は当センタースタッフの指示に従うこと
- 2 会員の責による建物、付属設備機器の棄損またはワーキングスペース内の汚損等が生じた場合、原状回復に要する費用は会員が負担する。

（会員資格の剥奪）

第14条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当センターは催告することなく会員の資格を剥奪することが出来る。（以下、「会員資格剥奪処分」という。）

- (1) 本利用規約に違反した場合
 - (2) 公序良俗に反した場合
 - (3) 暴力団等の反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力と関係している場合
 - (4) 会員申込時に提出した書類または提示した身分証明書に虚偽があったと発覚したとき
 - (5) 利用料金およびその他費用を滞納したとき
 - (6) 他の会員または当センターに対し迷惑となる行為をしたとき
 - (7) 会員登録後、サービス利用が継続して1年間なかったとき
 - (8) ワーキングスペースでネットワークビジネス行為またはその疑いがあるとき
 - (9) 当センターに登録してある電話番号等に対して1か月以上連絡がつかないとき
 - (10) その他、当センターの指示に従わない場合
- 2 会員は前項の措置により、会員としてのすべての権利（当センターへの債務は除く）を失い、サービスの利用は出来なくなる。
- 3 会員資格剥奪処分を受けたことにより、会員または第三者が損害を被った場合においても、当センターは一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第 15 条 会員は、当センターの利用に際し本規約または法令に違反したことによって、当センターまたは第三者に損害を与えた場合、会員の費用と責任においてこれを賠償する義務を負い当センターには一切迷惑をかけないものとする。

(サービスの終了)

第 16 条 当センターは、会員に対し事前通知することにより、サービスの全部又は一部を終了することが出来る。

2. 会員は、当センターが前項によりサービスを終了したことで発生した損害の請求は一切出来ない。

(所持品の管理)

第 17 条 会員の所持品管理は、会員の責任において行うものとし、当センターで生じた盗難、紛失についても当センターは一切責任を負わない。

(個人情報保護)

第 18 条 当センターがサービスの利用に際し取得した個人情報については、当センターの「個人情報取扱要領」に則り、適切に取り扱う。

- 2 当センターは会員の個人情報を利用してダイレクトメールを送付することができる。ただし、本人から送付の停止の申し出があった場合は、以降の送付を停止する。
- 3 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当センターは会員の個人情報を開示することができる。

(1) 裁判所、検察庁、警察またはこれら権限を公的に有する機関から開示を求められた場合

(2) 個人の生命、身体または公共安全を守るために緊急であると判断した場合

(免責事項)

第 19 条 当センターの責によらない事情により、ワーキングスペースの利用が出来ない、または設備が機能しないことにより会員または第三者に損害が生じたとしても当センターは一切の責任を負わないものとする。

- 2 当センターの備品が機能しないことにより会員または第三者に損害が生じたとしても当センターは一切の責任を負わないものとする。また、Wi-Fi 設備が機能しない場合も同様とする。

(録画・録音の実施)

第 20 条 会員が第 12 条もしくは第 13 条に違反し、または第 14 条に該当する場合（そのおそれがある場合も含む）など、当センターの適正な運営に必要があると認めるときは、当センターは会員との会話等のやり取りを録画・録音することができる。

(反社会的勢力等の排除)

第 21 条 当センターは、現在暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢

力」という。) および反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に所属している者の一切の利用を禁ずる。

2 当センターは、会員が次の各号のいずれかに該当すると判明した場合、何ら手続きを要することなく、会員の利用を取消すとともに当センターの一切の利用を禁ずる。また、そのことによって会員に損害が生じたとしても、当センターは一切の責任を負わないものとする。

- (1) 反社会的勢力であると認められるとき
- (2) 会員が反社会的勢力を利用したと認められるとき
- (3) 会員が反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜供与するなどの関与をしていると認められたとき
- (4) 会員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (5) 会員が、暴力的な要求行為、法的責任を超えた要求行為、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計若しくは威力を用いて信用を毀損する行為、または業務を妨害する行為に及んだとき

(規約の改定)

第 22 条 当センターは必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できる。この規約の変更後に会員がワーキングスペースの利用申込または利用したときは、会員は変更後の規約に同意したものとみなす。

附則

(施行期日)

この規約は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この規約は、2024 年 6 月 28 日から施行する。

(施行期日)

この規約は、2024 年 11 月 11 日から施行する。

(施行期日)

この規約は、2024 年 12 月 23 日から施行する。

(施行期日)

この規約は、2025 年 8 月 6 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

コワーキングスペース利用会員申込書

公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会

理事長 殿

コワーキングスペース利用規約に同意した上で、下記の通りコワーキングスペース利用会員登録の申込をいたします。

記

会員氏名	性	名
(漢字)		
(カタカナ)		
会員住所	〒	
電話番号		

※身分を証明できるものをご提示ください（免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）

コワーキングスペース利用誓約書

私は貴施設のコワーキングスペースを利用するに当たり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. コワーキングスペース利用規約を遵守いたします。
2. 貴施設に提出した書類の記載内容は真実と相違ありません。
3. 暴力団等の反社会的勢力と過去一切関係をもっておらず、今後とも関係しません。
4. 故意又は重大な過失によって貴施設又は第3者へ損害を与えた場合は、賠償責任を負います。

上記各項に該当する違反行為があった場合は、貴施設決定事項に対し何ら異議申し立てはいたしません。

年 月 日

誓約者

住 所

氏 名

印

コワーキングスペース利用会員解約書

公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会
理事長 殿

コワーキングスペース利用について、会員証を添えて下記の通りコワーキングスペース利用会
員を解約いたします。

記

会員氏名	性	名
(漢字)		
(カタカナ)		
会員番号		
解約年月日	年 月 日	

